

# 商品概要説明書

## 積立定期貯金＜年金型＞

(平成27年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・積立定期貯金＜年金型＞
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・62か月以上（2か月の据置期間を含みます）
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・契約期間内で分割預入 ・1回当たり100円以上 ・1円単位
5. 支払方法	・据置期間後、年金受取開始日から20年以内の期間にわたって定期的に年金形式で払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・各分割預入時における、次の各別の定期貯金とします。 (1) 預入金額が300万円未満で預入期間が1年以上のもの 期日指定定期貯金利率を適用する。 (2) 預入金額が300万円未満で預入期間が1年未満のもの 自由金利型定期貯金（M型）利率を適用する。 (3) 預入金額が300万円以上で預入期間が1か月以上のもの 自由金利型定期貯金（M型）または自由金利型定期貯金利率を適用する。 ・年金受取開始日から20年以内の期間にわたって年金形式で支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 なお、期日指定定期貯金で預け入れた場合は、1年毎の複利計算 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適応となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による預入ができます。 ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入金額ごとの貯金が期日指定定期貯金の場合（預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。） ・6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・6か月以上1年未満 約定利率（2年以上）×40% ・1年以上1年6か月未満 約定利率（2年以上）×50% ・1年6か月以上2年未満 約定利率（2年以上）×60% ・2年以上2年6か月未満 約定利率（2年以上）×70%

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年6か月以上3年未満 約定利率(2年以上)×90%</li> </ul>
9. 中途解約時の取扱い	<p>(2) 預入金額ごとの貯金が期間1か月以上3年未満の自由金利型定期貯金(M型)または自由金利型定期貯金の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>・ 6か月以上1年未満 各約定利率×50%</li> <li>・ 1年以上3年未満 各約定利率×70%</li> </ul> <p>(3) 預入金額ごとの貯金が期間3年以上4年未満の自由金利型定期貯金(M型)または自由金利型定期貯金の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>・ 6か月以上1年未満 各約定利率×40%</li> <li>・ 1年以上1年6か月未満 各約定利率×50%</li> <li>・ 1年6か月以上2年未満 各約定利率×60%</li> <li>・ 2年以上2年6か月未満 各約定利率×70%</li> <li>・ 2年6か月以上3年未満 各約定利率×80%</li> <li>・ 3年以上 各約定利率×90%</li> </ul> <p>(4) 預入金額ごとの貯金が期間4年以上5年以内の自由金利型定期貯金(M型)または自由金利型定期貯金の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>・ 6か月以上1年未満 各約定利率×30%</li> <li>・ 1年以上1年6か月未満 各約定利率×40%</li> <li>・ 1年6か月以上2年未満 各約定利率×50%</li> <li>・ 2年以上2年6か月未満 各約定利率×60%</li> <li>・ 2年6か月以上3年未満 各約定利率×70%</li> <li>・ 3年以上4年未満 各約定利率×80%</li> <li>・ 4年以上5年未満 各約定利率×90%</li> </ul>
10. 貯金(預金)保険制度(公的制度)	<p>・ 保護対象</p> <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融部(電話:048-561-6911)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県JAバンク相談所(電話:048-823-7231)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>

12. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。
----------------	--